

2026年3月12日

各位

会社名 リネットジャパングループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 武志
(コード番号：3556 東証グロース 名証メイン)
問合わせ先 執行役員 管理本部長 大谷 栄一
(TEL 052-589-2292)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月12日付の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）（以下、「本新株予約権」という。）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、割当予定先である当社代表取締役社長である黒田武志（以下、「黒田氏」という。）は、当該取締役会の審議及び決議に参加していません。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の代表取締役の業績達成に向けたインセンティブ目的として発行するものであります。執行役員などの幹部社員については、インセンティブ目的の有償ストック・オプションはすでに発行されており、業績達成状況などに応じ付与する評価制度を運営中のため、今回は付与の対象外といたします。

本新株予約権には、行使価額修正条項が設定されており、当社が定めた業績目標（当社の2026年9月期乃至2030年9月期における連結売上高が178億円を超過し、且つ同じ事業年度の営業利益が25億円を超過すること）を達成した場合には、行使価額は当初行使価額（本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2026年3月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）となりますが、業績目標の達成前では、行使価額は、本新株予約権の行使請求日の当社普通株式の普通取引の終値の105%に修正されることとなります。このような条件を設定することにより、業績目標を達成した場合には一般的な有償ストック・オプションのようなインセンティブプランとしての機能が期待でき、また、業績目標の達成前においても付与対象者が当社の株式を取得することが可能となっており、必要に応じて黒田氏が本新株予約権を行使することにより、当社経営にさらにコミットすることも想定しております。

業績目標については、当社が目指す中長期的な成長曲線を踏まえ、事業成長をより一層加速させるために不可欠な水準として、トップラインの高い成長へのコミットメントを促すため連結売上高及び営業利益を選定いたしました。連結売上高目標を178億円とし連結営業利益目標を25億円とした理由は、同額が弊社における過去最高の売上高水準（過去最高2024年9月期）及び営業利益水準（過去最高2021年9月期）であり、2026年9月期に前年比を上回る堅調な成長が見込まれる中で、さらに成長を維持する上で達成すべき水準と考えたためであります。

また、修正後の行使価額の基準となる終値の105%というのは、他社事例や市場外での取引事例等を参照し、株価へのコミットメントを考慮して設定した水準であります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数14,604,600株に対して4.11%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が当初行使価額による行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるも

のと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

<p>(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数</p>	<p>当社代表取締役 1名 6,000個</p> <p>当社は本新株予約権の決議と同時に、第三者に向けた資金調達を目的とした新株予約権の発行（本日開示された「第三者割当による第25回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。）を決議しております。当社代表取締役社長である黒田氏からも資金調達への協力の申し出がありましたが、当社の業績及び株価へのコミットメントを示すためにも、ストック・オプションとして本新株予約権を有償で割り当てることとしました。</p> <p>なお、黒田氏は、当社が過去に発行した第20回及び第22回の新株予約権を保有しており、いずれも全て未行使となっております。第20回及び第22回の新株予約権の行使価格はいずれも現状水準を下回っており、行使し市場で売却をすることで利益を確定することができる状況となっております。もともと、当社の代表取締役である黒田は、短期的な利益確定ではなく、長期的な視野で株主に配慮し、加えて、今回第三者割当で新株予約権を発行するにあたり、市場への影響も考慮して現時点で行使は行っておりません。但し、第三者に割り当てた新株予約権が行使された場合、保有割合が変動することから、潜在株比率や市場動向に注視しながら、今後は一部の新株予約権については、段階的に行使を進めることも想定しております。</p> <p>当社は、黒田氏の2026年3月11日付の銀行預金残高を確認し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使に係る払込に必要な財産の存在を確認いたしました。また、本新株予約権及び新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式の保有方針に関して、黒田氏と当社間に特段の取り決めはありませんが、黒田氏は当社代表取締役社長として中長期に保有する方針であると聞いております。</p>
<p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p>	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
<p>(3) 新株予約権の総数</p>	<p>6,000個</p>
<p>(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法</p>	<p>本新株予約権1個当たりの発行価額は、500円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等（当社株式の株価（1,058円）、行使期間（10年）、株価変動性（62.61%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（2.201%）、行使価額修正条項等）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルで</p>

	<p>あるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）及び行使価額の修正</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議日の前取引日である2026年3月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金1,058円（以下、「当初行使価額」という。）とする。</p> <p><行使価格の修正></p> <p>本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日（以下、「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。但し、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。</p> <p>上記に関わらず、2026年9月期乃至2030年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高が178億円を超過し、且つ同じ事業年度の営業利益が25億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。但し、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載された数値を用いるものとし、インセンティブの趣旨である当社の継続的な成長を公正に判定するため、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼし、業績目標の達成のみを目的とするような企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書等の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。なお、当該行使価額修正は、業績条件を達成することとなる事業年度にかかる有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。</p> <p><行使価額の調整></p> <p>本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p>

	$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年3月30日から2036年3月29日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以

	<p>下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年3月30日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年3月30日

以上